

人事委員会議事録（第1661回）

1 開催日時

令和3年6月28日（火）11：00～12：00

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員	松田直人	委員長
	鈴木尉久	委員
	長尾真	委員
事務局職員	西村嘉浩	事務局長
	森本剛史	任用課長
	吉川昭裕	給与課長
	岡野揮代美	任用課副課長兼給与課副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1660回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

行政A（大卒程度）採用試験筆記試験合格者決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（6月29日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

筆記試験合格者数を最終合格予定数の4倍としているのはなぜか。

農学職は全員合格、総合土木職もほぼ全員が合格している。受験者は、勉強した効果を実感できないのではないか。

（事務局）

人物重視の観点から、できるだけ多くの受験者を面接したいとの趣旨で、最終合格予定数の4倍を対象に1次面接、2倍を対象に2次面接を実施している。

今年度から筆記試験と1次面接の配点割合を1：3から1：1に見直しており、次の合否判定では筆記試験で頑張った効果が現れることになる。

（委員）

面接で人物が本当にわかるのか。面接官の意見が概ね一致するのは経験上理解しているが、点数で評価できる筆記試験に対して面接は客観的といえるのか、疑問が残る。

（事務局）

技術系職種に関しては、筆記試験と面接の配点を見直したことにより、専門的能力の判定については改善できると考えている。

(委員)

見直しを行っていない事務系職種のうち一般事務職以外で、最低合格基準未満以外の全員が合格してしまっている。これらの職種の専門試験では、教育・警察分野など職種独自の問題を出題しているのか。

(事務局)

事務系4職種の問題は共通で、職種独自の問題は出題していない。

第3号議案

獣医師採用選考試験最終合格者決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（6月29日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

獣医師採用選考試験の辞退率が高い理由は何か。また、札幌会場などの受験者は本県の採用に応じてくれるのか。

(事務局)

各自治体の試験日がまちまちで、随時募集を行っている自治体もあり、複数の併願が可能のためである。

獣医学部を有する大学は地方に多く、北海道の大学にも本県出身者は在籍しており、地方会場の意義はあると考えている。

(委員)

青森や宮崎は会場を設けたのに申込者が昨年より減っており、要因分析が必要だ。また、兵庫県出身で兵庫県に戻りたいのか、兵庫県に縁もゆかりもないが兵庫県に魅力を感じたのか、受験の理由によって広報アプローチも変わってくる。

辞退者にも、理由や最終就職先など本音を突っ込んで聞いてほしい。対応した職員によって差が生じないように、辞退届の提出を求めるなど、工夫が必要ではないか。

(委員)

合格者のうち成績優秀者には住宅手当を加算するなど、何かインセンティブを与えられないのか。

(事務局)

入庁後は、勤務成績優秀者への勤勉手当の加算制度などはあるが、試験結果で優遇するのは難しい。

(委員)

Uターンで戻ってくる場合に、県は民間企業や起業者向けに補助制度を設けているが、公務員として採用される者にも適用してもらう必要があるのではないか。

第4号議案

採用選考並びに職務の級及び号給決定の件

給与課長が、各任命権者から請求のあった採用選考（発令予定令和3年7月1日）並び

に職務の級及び号給について説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

国との人事交流として採用する職員の給与はどのような取扱いとなるのか。

(事務局)

採用後は県の規定に沿った昇給や給与支給がなされ、国家公務員だったからといって特別な取扱いはない。本県独自の給与カット（管理職手当△12%）も適用されるため、手取りベースで国での年収を下回る場合もある。

第5号議案

県の組織改正に伴う規則等制定の件

一職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則等2件一

給与課長が、標記規則の内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

人と防災未来センター副センター長と防災計画監の職務を兼ねるとされるが、どちらが本務となるのか。

(事務局)

本務は人と防災未来センター副センター長であり、通常の勤務場所も同センターとなる。防災計画監の職務としては、防災監が所管する各種計画等を策定するにあたり、助言をするため防災監の配下として会議等に参加してもらうことになる。

報告事項1

任命権者が行った処分

任用課長が、教育委員会が行った4件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

(委員)

児童にセクシュアル・ハラスメントを繰り返した事案は、被処分者に対してどのような措置がとられているか。

(事務局)

非違行為発覚以降、児童の指導から外し、内部事務に従事させている。また、市教委が研修を受講させ、研修後も継続的に指導監督を行うこととしている。

(委員)

交通事故の事案で、発生から処分まで約1年経っている理由は何か。

(事務局)

事故後に被処分者が病気休暇を取得したため、処分に時間がかかったと聞いている。

閉 会